

# 「地域公共交通利用促進等 事業」の御案内

令和8年度地域公共交通利用促進等事業助成金交付要項

茨城県公共交通活性化会議

## 1 助成の主旨

モータリゼーションの進展や人口減少により、公共交通の利用者は年々減少し、多くの地域で路線廃止や撤退が相次ぎ、学生や高齢者等の移動手段の確保が難しくなっています。

こうした背景を受け、茨城県公共交通活性化会議（以下、「活性化会議」という。）では、「地域全体で公共交通を支える環境づくり」を目指し、県内各地域における公共交通利用促進活動の活性化を図ることを狙いとして、自らの地域の公共交通の利用促進活動に取り組む団体及び先進的・モデル的な取組を行う会員である市町村や交通事業者等に対し、取組費用の助成を行います。

また、誰もが公共交通を利用しやすいと思える環境を整備するため、市町村や交通事業者等に対し、利用環境の整備等やドライバー研修の受講に要する費用の助成を通じて、地域公共交通の利便性向上、維持・確保を図ります。

## 2 助成の内容・対象団体等

令和8年度中（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）に実施された取組の実施に係る費用を助成対象とします。

1 団体1回限りの助成を原則としますが、（B）鉄道・バス利用環境整備費用助成の「ドライバー募集に関する費用（採用に関するイベント費用等）」のみ、A事業・C事業と併用可能とします（ただし1回限り）。

なお、助成対象費用の合計の1/2以上の自己資金の活用を必須とします。

また、地域公共交通経営改善支援事業等の他の補助金（間接補助等を含む。）がある場合は、本助成金と他の補助金の額の合計が助成対象費用の1/2を超えない額の範囲内とします。

ただし、国、都道府県または市町村から運営費の補助等を受けている団体等、又は過去に同様の事業について活性化会議の助成を受けた団体等については、その内容を審査した上で、助成対象から除外することがあります。

区分	助成対象	助成額 (上限)	採択予定数
(A) 地域公共交通 利用促進活動 費用助成	○本県内の公共交通の利用促進を図ることを目的として実施する、以下のような取組の実施費用。  【例】 ・公共交通利用促進のためのイベント実施 ・公共交通チラシ（時刻表、沿線マップ等）作成・配布 ・公共交通PR動画撮影・配信 ・沿線商店街等と実施する利用促進活動 ・公共交通（貸切バス、貸切タクシー、自動車運転代行を除く）を使った旅行商品の造成 ・児童・生徒等に公共交通のイメージアップや親近感を感じてもらう機会・サービスの提供 ・パークアンドライドの推進活動 ・定期券購入促進活動 等  ※次の経費は、助成対象から除きます。 ア 団体の運営に係る経費（人件費、光熱水費、家賃等） イ イベント運営に係る交通費・旅費等 ウ その他、助成することが適当と認められない経費	5万円	12団体

< (A) 地域公共交通利用促進活動費用助成の助成対象団体 >

- 地域に根ざし、自らの地域の公共交通の利用促進活動に取り組む団体（商工会、自治会、ボランティアグループ、NPO 法人等）
  - ※規約等を有し、団体の意思を決定・執行する組織が確立されており、かつ、自ら経理・監査する等会計組織を有すること。
- 先進的・モデル的な取組を行う活性化会議の会員（市町村や交通事業者及び各種団体）又は会員である市町村が設置している地域公共交通会議

区分	助成対象	助成額 (上限)	採択 予定数
(B) 鉄道・バス利用 環境整備費用助 成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者から環境整備の要望があり、地域住民等と連携した先進的・モデル的である、以下に掲げる取組の実施費用。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・待合・乗継施設整備 (スロープ、福祉用階段昇降機、バス停案内表示・電光掲示板、上屋、ベンチ、駐輪場、照明の設置・補修等)</li> <li>・バスロケーションシステム導入費用</li> </ul> </li> <li>○その他、以下に掲げる取組の実施費用。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドライバー募集（採用に関するイベント費用等）</li> <li>・GTFS データの作成・活用に係る取組</li> <li>・地域公共交通の利便性向上・活性化にあたり、活性化会議が必要と認める取組。</li> </ul> </li> </ul>	5万円 ただし、 補助対象 経費の 1/2を上 限とす る。	4団体

< (B) 鉄道・バス利用環境整備費用助成の助成対象団体 >

- 活性化会議の会員（市町村や交通事業者及び各種団体）又は会員である市町村が設置している地域公共交通会議
  - ※県内の市町村で運行されるコミュニティ交通のうち、NPO 等の団体が実施主体となっている場合にあっては、運行されている地域の市町村の関与のもと運行が行われている場合に限り、当該 NPO 等も助成の対象とする。
- 自家用有償旅客運送に係る国土交通大臣の登録を受けている団体

区分	助成対象	助成額 (上限)	採択 予定数
(C) 講習・研修 費用助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次に掲げる取組の実施費用。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用有償旅客運送（公共交通空白地有償運送に限る）の運転手となる場合に必要となる国土交通大臣認定講習の受講に要する費用</li> <li>・ユニバーサルドライバー研修の受講に要する費用</li> </ul> </li> </ul>	5万円	2団体

< (C) 講習・研修費用助成の助成対象団体 >

- 活性化会議の会員（市町村や交通事業者及び各種団体）又は会員である市町村が設置している地域公共交通会議
- 自家用有償旅客運送（公共交通空白地有償運送に限る）に係る国土交通大臣の登録を受けている団体

### 3 助成申請期間

令和8年7月17日(金)まで

※助成申請件数が採択予定数に満たなかった場合は、会員宛て周知のうえ、別途追加募集を行う可能性があります。

### 4 取組実施期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

### 5 助成金の交付申請の方法

(1) 助成金の交付を受けようとする団体は、助成金交付申請書(様式第1号)、取組の実施に関する資料(年間事業計画、年間予算書、イベント概要書、見積書、見積内訳書等)、その他当会議が必要と認める書類について、申請期間中にメールまたは郵送により、活性化会議事務局宛てに提出してください。

(2) 申請書類は、活性化会議ホームページからダウンロードが可能です。

<URL>

[https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/kotsuseisaku/chiikikoutsu/kotsu\\_ibaraki.html](https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/kotsuseisaku/chiikikoutsu/kotsu_ibaraki.html)

### 6 助成金の交付決定・通知

(1) 助成金の交付申請があったときは、活性化会議幹事において、内容を審査します。

(2) 審査のうえ、助成金の交付を決定した場合には、助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知します。

(3) 会長は、通知に際して、必要な条件を付すことができることとします。

### 7 概算払い

(1) 助成金は、原則として額の確定後の精算払いとしますが、活性化会議が必要と認めた場合のみ、補助金の交付決定後、上半期(令和8年4月～令和8年9月)と下半期(令和8年10月～令和9年3月)に1回ずつ、助成金を概算払することができることとします。

(2) 概算払は、上半期は助成金交付決定額の2分の1以内を、下半期は助成金交付決定額から上半期の概算払額を除いた額を支払の上限とします。

(3) 概算払を受けようとする団体は、概算払依頼書(様式第3号)及び口座振替依頼書(様式第4号)を会長に提出してください。

### 8 実績報告書

助成金の交付を受けようとする団体は、助成事業完了後速やかに、事業実績報告書(様式第5号)を活性化会議事務局に提出してください。

(提出期限：令和9年3月31日(水))

### 9 助成金の額の確定

(1) 前条の規定により提出された実績報告書を審査のうえ、これを正当と認めるときは、交付すべき助成金の額の確定を行い、助成金の額の確定通知書(様式第7号)をもって当該報告団体にその旨を通知します。

(2) 口座振替依頼書(様式第6号)により、助成金の振込先について確認を行った後、振込手続を行います。

- (3) 概算払いを実施した事業において、事業終了後に助成金に残金が生じたときは、活性化会議が指定する口座へ、精算金を振り込むこととします。なお、振込手数料は、交付決定を受けた団体が負担することとします。

## 10 交付決定の取消等

- (1) 交付決定を受けた団体について、次に掲げる場合は、関係書類の提出指示、事情聴取又は立入検査を行うことができることとします。なお、既に交付決定を受けている場合も同様とします。
- ・この要項の規定への違反が疑われるとき
  - ・補助金の他の用途への使用が疑われるとき
  - ・補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件への違反が疑われるとき
  - ・虚偽や不正な手段による補助金の交付申請が疑われるとき
- (2) 次に掲げる場合は、交付決定の全部若しくは一部を取消したうえで、交付済みの補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができることとします。また、返還に係る振込手数料等は、返還を命じられた団体が負担することとします。
- ・この要項の規定に違反したとき
  - ・補助金を他の用途に使用したとき
  - ・補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
  - ・虚偽や不正な手段により補助金の交付申請を行ったとき

## 11 その他

- (1) 取組を通じて得られたノウハウを広く役立てるため、県のホームページ等での活動内容の紹介、報道機関等への情報提供を行うことがありますので、御承知おきください。
- (2) 当会議で開催する報告会等で、取組についてのご報告をお願いすることがあります。

## 12 問い合わせ・申請先

茨城県公共交通活性化会議事務局（土・日、祝祭日を除く8:30～17:15）  
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県政策企画部交通政策課内  
TEL：029—301-2604  
E-mail：[kosei2@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:kosei2@pref.ibaraki.lg.jp)